

野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の改正について

本運用基準は、国土交通省「都市計画運用指針」等に基づき、本市の市街化調整区域における地区計画制度の運用等に関し、必要な事項を定め、市街化調整区域における良好な環境の維持及び形成を図りつつ、農林漁業との調和のとれた適正な土地利用を図ることを目的に平成21年11月に策定し、平成25年7月には都市計画マスタープランの改訂に併せた改正を行い運用しております。

しかし、現運用基準では、有効な土地利用が図れない実情があるため、弾力的に運用できるように見直しを進めしていくよう、平成28年度第3回都市計画審議会で方針が確認され、平成29年度 第1回都市計画審議会で協議いただき、その後、県協議した結果、当初改正案の内容を修正する必要があることから、再度、都市計画審議会で協議いただくものです。

【改正理由】

市街化調整区域内で地区計画制度を活用しようとする場合において、都市計画マスタープラン等の計画に整合した地区計画の提案であるにも関わらず、現運用基準では合致しないことから、地区計画が実現できない実情があります。このことから、市街化調整区域の特性を逸脱しないことを前提としつつ、多様な土地利用ができるよう弾力的な運用を図り、地域の特性に応じた柔軟な対応ができるよう運用基準を改正するものです。

【主な改正点】

No	当初 改正点	協議後 改正点
①	大規模開発型の基準の改正 現大規模開発型では、20ha以上（産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為にあっては5ha以上）となっているが、都市計画マスタープラン等に位置づけられている5ha以上の区域内で土地利用方針に合致する場合は、最小面積を0.5ha以上とし、先行して開発行為が可能となるよう改正する。（第7条第4項第4号）	大規模開発型の基準の改正 改正なし。
②	沿道型（非住居系）の基準の改正 沿道型（非住居系）の用途制限の基準で「住居系を除く都市計画法第34条の考えに沿ったもの」となっているが、同法の基準では、厳しく開発行為が制限されている市街化調整区域において例外的に開発許可する基準として、細かく限定的に建築物等を制限している。このことから、現基準では、都市計画マスタープラン等に沿った地区計画ができないため「住居系を除く第34条の考えに沿ったもの」を削除し、地域の特性に応じた柔軟な対応ができるよう改正する。（第12条第1項第3号ア）	沿道型（非住居系）の基準の改正 沿道型（非住居系）の用途制限の基準で「住居系を除く都市計画法第34条の考えに沿ったもの」となっているが、同法の基準では、厳しく開発行為が制限されている市街化調整区域において例外的に開発許可する基準として、細かく限定的に建築物等を制限している。このことから、現基準では、都市計画マスタープラン等に沿った地区計画ができないため、一定の制限を設つつ地域の特性に応じた柔軟な対応ができるよう改正する。（第12条第1項第3号ア）
③	—	新規に類型を追加 「市街化区域隣接型」
④	—	敷地面積の最低限度（200m²）改正 「宅地活用型」、「市街化区域隣接型」、「沿道型（住居系）・駅近接型」、「大規模開発型（主として住宅）」について、都市計画マスタープラン等に位置付けられている地区又は周辺の土地利用状況から市街化区域に編入することが妥当と認められる地区については、市街化区域の基準に準じ165m ² まで認める。 165m ² に改正することで、将来市街化区域に編入した場合、整合性が図れ、また子育て世代等も土地購入しやすくなり、定住化が促進されることで、人口減少の抑制及び市街化調整区域の活性化を図る。
⑤	その他 ・計画名称の修正及び法改正による名称変更等。 ・接道道路の基準を「開発行為に関する技術基準」等と整合を図るために改正する。 (第7条第1項)	その他 ・計画名称の修正及び法改正による名称変更等。 ・接道道路の基準を「開発行為に関する技術基準」等と整合を図るために改正する。 (第7条第1項)

野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準（概要）改正案

目的（全体）	次の事項に沿つていること。 1 市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を透徹しない範囲で定め、計画を定める区域の周辺における市街化を促進することがなく、 2 都市計画区域における計画的な市街化に支障がないこと。 3 建築物の建築あるいは一敷地の開発を可能とするための便宜的手法として用いられるものでないこと。					
適用区域の制限	地区計画の区域は、都市計画法施行令や関係法令や計画と整合がとれない区域等は、地区計画の区域に含まれないこと。					
提出案の手続き	・地区計画提出案は野洲市都市計画振興制度事務処理マニュアルに基づいて提出すること。 ・地区計画提出案は野洲市都市計画振興制度事務処理マニュアルに基づいて提出すること。					

類型	既存集落型	宅地活用継続型	市街化区域隣接型	沿道型（住居系）、駅近接型	沿道型（非住居系）	主として住宅 主として住宅以外	大規模開発型	
							既存集落、沿道地域のスプロール防止 既存集落等のスプロール防止	既存集落、沿道地域の無秩序な開発を抑制 既存集落、沿道地域の無秩序な開発を抑制
対象地域	既存集落及びその周辺未利用地の面積が既存集落の面積を超えないこと。	既存住宅団地、既存工場、事業所等の跡地	市街化区域に隣接し、将来的に市街化区域に編入を検討する地域	鉄道駅に近接した地域又は都市マスにおける幹線道路沿線、既に住宅が点在している地区	都市マスにおける幹線道路沿線の開発圧力の強い地域で、かつ開発行為の立地基準に適合	都市マスに整合した地区であること。	市街化調整区域内における大規模な開発（日法第34条10号イと同等の地区）	市街化調整区域内における大規模な開発（日法第34条10号イと同等の地区）
区域面積	0.5 ha ~ 20 ha	20ha又は5ha以上	20ha又は5ha以上					
区域が接する道路	6.0m以上	6.0m以上	6.0m以上	6.5m以上	6.5m以上	9.0m以上	6.5m以上	9.0m以上
土地利用方針	戸建専用住宅主体	戸建専用住宅主体	戸建専用住宅主体	戸建専用住宅主体	戸建専用住宅主体	戸建専用住宅主体	第1種低層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域の範囲内で住居系を除くもの※2
建築物等の用途制限	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	良好な景観形成の観点から、周囲の景観と調和した高さ	第1種低層住居専用地域	良好な景観形成の観点から、周囲の景観と調和した高さ
容積率の最高限度	80%	80%	80%	80%	200%	200%	80%	200%
建ぺい率の最高限度	50%	50%	50%	50%	60%	60%	50%	60%
敷地面積の最低限度	200m ²	200m ² (165m ² ※1)	200m ² (165m ² ※1)	200m ² (165m ² ※1)	200m ²	200m ² (165m ² ※1)	200m ²	200m ²
壁面の位置の制限	1m以上壁面後退	1m以上壁面後退	1m以上壁面後退	1m以上壁面後退	必要に応じて定める	必要に応じて定める	1m以上壁面後退	必要に応じて定める
建築物の高さの最高限度	10m	10m	10m	10m	10m	良好な景観形成の観点から、周囲の景観と調和した高さ	10m	10m
日影規制	第1種低層住居専用地域と同等	第1種低層住居専用地域と同等	第1種低層住居専用地域と同等	第1種低層住居専用地域と同等	第1種低層住居専用地域と同等	必要に応じて定める	第1種低層住居専用地域と同等	必要に応じて定める
北側斜線	第1種低層住居専用地域と同等	第1種低層住居専用地域と同等	第1種低層住居専用地域と同等	第1種低層住居専用地域と同等	第1種低層住居専用地域と同等	必要に応じて定める	第1種低層住居専用地域と同等	必要に応じて定める
建物の形状又は意匠の制限	周辺の環境及び景観との調和を図るよう定める。							
かき又はさくの構造の制限	緑地の現況、地区的特性等を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定める。							

※1:野洲市都市計画マスタートーラン等に位置づけられている地区又は周辺の土地利用状況から市街化区域に編入することが妥当と認められる地区については、165m²以上とすることができる。

※2:隣接する市街化区域との整合が必要と認められるものは、準工業地域（住居系を除く）の範囲内に限る。

次的事項に沿つていること。
1 市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を透徹しない範囲で定め、計画を定める区域の周辺における市街化を促進することがなく、

都市計画区域における計画的な市街化に支障がないこと。
2 建築物の建築あるいは一敷地の開発を可能とするための便宜的手法として用いられるものでないこと。

地区計画の区域は、都市計画法施行令や関係法令や計画と整合がとれない区域等は、地区計画の区域に含まれないこと。

提出案の手続き
・地区計画提出案は野洲市都市計画振興制度事務処理マニュアルに基づいて提出すること。
・地区計画提出案は野洲市都市計画振興制度事務処理マニュアルに基づいて提出すること。

「野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」新旧対照表

改正前	改正後	備考
第1章 運用基準 (目的)	第1章 運用基準 (目的)	
第1条 この運用基準は、本市の市街化調整区域における地区計画制度の運用及び当該地区計画の原案を作成するための案（以下「地区計画提出案」という。）に関し、必要な事項を定め、市街化調整区域における良好な環境の維持及び形成を図り、農林漁業との調和のとれた適正な土地利用の整序を図ることを目的とする。	第1条 この運用基準は、本市の市街化調整区域における地区計画制度の運用及び当該地区計画の原案を作成するための案（以下「地区計画提出案」という。）に関し、必要な事項を定め、市街化調整区域における良好な環境の維持及び形成を図り、農林漁業との調和のとれた適正な土地利用の整序を図ることを目的とする。	
（用語の定義）	（用語の定義）	
第2条 この運用基準において使用する用語は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。	第2条 この運用基準において使用する用語は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。	
（適用範囲）	（適用範囲）	
第3条 この運用基準は、市街化調整区域において定める地区計画（以下「地区計画」という。）について適用する。	第3条 この運用基準は、市街化調整区域において定める地区計画（以下「地区計画」という。）について適用する。	
（基本方針）	（基本方針）	
第4条 地区計画は、「都市計画運用指針」（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）並びに「市街化調整区域における地区計画の策定にかかる運用方針及び大規模開発型地区計画の取扱い」（平成19年6月1日付け滋都計第561号滋賀県土木交通部長通知）に基づくとともに、 <u>第一次野洲市町総合計画</u> 、 <u>野洲市国土利用計画</u> （ <u>第一次野洲市計画</u> ）、野洲市都市計画マスタープラン（野洲市の都市計画に関する基本的な方針）等の諸計画及び関係法令との整合を図るものとする。	第4条 地区計画は、「都市計画運用指針」（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）並びに「市街化調整区域における地区計画の策定にかかる運用方針及び大規模開発型地区計画の取扱い」（平成19年6月1日付け滋都計第561号滋賀県土木交通部長通知）に基づくとともに、 <u>第一次野洲市町総合計画</u> 、 <u>野洲市国土利用計画</u> （ <u>第一次野洲市計画</u> ）、野洲市都市計画マスタープラン（野洲市の都市計画に関する基本的な方針）等の諸計画及び関係法令との整合を図るものとする。	
2 地区計画は、次に掲げる事項に沿つたものとする。	2 地区計画は、次に掲げる事項に沿つたものとする。	
（1）市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の特性を逸脱しない範囲で定め、地区計画を定める区域の周辺における市街化	（1）市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の特性を逸脱しない範囲で定め、地区計画を定める区域の周辺における市街化	

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>しない範囲で定め、地区計画を定める区域の周辺における市街化を促進することがなく、都市計画区域における計画的な市街化に支障がないこと。</p> <p>(2) 農業等の既存の土地利用の実態及び計画を優先し、原則として、都市的土地位用の目的でそれを変更することは行わない。また、必要以上に農地を含めないこと。</p> <p>(3) 一建築物の建築あるいは一敷地の開発を可能とするための便宜的手法として活用されるものでないこと。</p> <p>(適用区域の制限)</p>	<p>を促進することがなく、都市計画区域における計画的な市街化に支障がないこと。</p> <p>(2) 農業等の既存の土地利用の実態及び計画を優先し、原則として、都市的土地位用の目的でそれを変更することは行わない。また、必要以上に農地を含めないこと。</p> <p>(3) 一建築物の建築あるいは一敷地の開発を可能とするための便宜的手法として活用されるものでないこと。</p> <p>(適用区域の制限)</p>	<p>第5条 地区計画の区域には、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第1項第2号口からニまでの区域は含まれないものとする。</p> <p>2 次に掲げる法令や計画と整合がとれない区域等は、原則として、地区計画の区域に含まれないものとする。</p> <p>(1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)</p> <p>第8条第2項第1号に規定する農用地区域</p> <p>(2) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(農村産業法) <u>第3項1号に規定する工業等導入地区</u></p> <p>(平成29年法律第48号)第5条第3項1号に規定する産業導入地区</p> <p>(3) 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第3条に規定する集落地域(同法第4条第1項に規定する集落地域整備基本方針が策定された場合には、同条第2項第1号に掲げる事項の内容に該当する集落地域に限る。)</p> <p>(4) 農地法(昭和27年法律第229号)による農地転用が許可されないと見込まれる農用地</p> <p>(5) 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林、保安施設地区</p>
<p>第5条 第2項第1号に規定する農用地区域</p> <p>(2) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(農村産業法) <u>第3項1号に規定する工業等導入地区</u></p>	<p>(2) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(農村産業法) <u>法改正により修正</u></p> <p>(平成29年法律第48号)第5条第3項1号に規定する産業導入地区</p> <p>(3) 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第3条に規定する集落地域(同法第4条第1項に規定する集落地域整備基本方針が策定された場合には、同条第2項第1号に掲げる事項の内容に該当する集落地域に限る。)</p> <p>(4) 農地法(昭和27年法律第229号)による農地転用が許可されないと見込まれる農用地</p> <p>(5) 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林、保安施設地区</p>	<p>第5条 第2項第1号に規定する農用地区域</p> <p>(2) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(農村産業法) <u>法改正により修正</u></p> <p>(平成29年法律第48号)第5条第3項1号に規定する産業導入地区</p> <p>(3) 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第3条に規定する集落地域(同法第4条第1項に規定する集落地域整備基本方針が策定された場合には、同条第2項第1号に掲げる事項の内容に該当する集落地域に限る。)</p> <p>(4) 農地法(昭和27年法律第229号)による農地転用が許可されないと見込まれる農用地</p> <p>(5) 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林、保安施設地区</p>

改 正 前	改 正 後	備 考
(6) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 22 条第 1 項に規定する自然環境保全地域	(6) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 22 条第 1 項に規定する自然環境保全地域	
(7) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項に規定する特別地域	(7) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項に規定する特別地域	
(8) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する史跡、名勝又は天然記念物の指定区域	(8) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する史跡、名勝又は天然記念物の指定区域	
(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区	(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区	
(10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	(10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	
(11) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域	(11) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域	
(12) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号） <u>第 3 条第 1 項に規定する砂防指定区域</u>	(12) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号） <u>第 2 条に規定する砂防指定区域</u>	砂防法を確認した結果、修正
(13) 法第 9 条第 21 項に規定する風致地区	(13) 法第 9 条第 21 項に規定する風致地区	
(14) 法第 34 条第 11 号の指定区域	(14) 法第 34 条第 11 号の指定区域	
(15) 滋賀県立自然公園条例（昭和 40 年滋賀県条例第 30 号）に基づく指定地域	(15) 滋賀県立自然公園条例（昭和 40 年滋賀県条例第 30 号）に基づく指定地域	
(16) 滋賀県自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域	(16) 滋賀県自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域	
(17) 前各号に掲げる区域及び地域のほか、法令及び法令に基づく命令による規制区域	(17) 前各号に掲げる区域及び地域のほか、法令及び法令に基づく命令による規制区域	
(18) <u>土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）第 9 条に規定する土砂災害特別警戒区域</u>	(18) <u>土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）第 9 条に規定する土砂災害特別警戒区域</u>	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を追記 都市計画法第 33 条第 8 号で 区域に含まれないこととなつ ている。

(対象地区) 改 正 前	改 正 後	備 考
<p>(対象地区)</p> <p>第6条 地区計画の対象となる地区は、その周辺において、円滑な交通を維持することができる道路、十分な流下能力を有する水路又は河川及び義務教育施設等の公共施設が良好な社会生活を営むに足りる水準で整備されていること等の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに適合する地区でなければならぬ。</p> <p>(1) 一団の街区を形成する既存の集落及びその周辺(おおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域)の区域において必要な公共施設等の整備が担保されており、かつ、<u>良好な居住環境を形成することができる地区であること</u>。<u>単なる空閑地の開発ではなく、集落のコミュニティの維持、改善する等の目的で行う地区</u>(以下「既存集落型」という。)であり、原則として未利用地の面積が既存集落の面積を超えないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たす地区(以下「宅地活用継続型」という。)</p> <p>ア 既存集落を除いて、既に造成されている住宅団地等の地区であること。</p> <p>イ 工場、事業所等の立地により既に宅地化されている地区又は法及びその他の法律により整備された地区において、周辺環境と調和を図りながら継続的な土地利用を図っていく地区であること。</p>	<p>(対象地区)</p> <p>第6条 地区計画の対象となる地区は、その周辺において、円滑な交通を維持することができる道路、十分な流下能力を有する水路又は河川及び義務教育施設等の公共施設が良好な社会生活を営むに足りる水準で整備されていること等の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに適合する地区でなければならない。</p> <p>(1) 一団の街区を形成する既存の集落及びその周辺(おおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域)の区域において必要な公共施設等の整備が担保されており、かつ、<u>良好な居住環境を形成することができる地区であって、単なる空閑地の開発ではなく、集落のコミュニティの維持、改善する等の目的で行う地区(以下「既存集落型」という。)であること。</u></p> <p>(2) <u>既存集落を除いて、既に造成されている住宅団地等の地区であり、又は工場、事業所の立地により整備された地区において、周辺環境と調和を図りながら継続的な土地利用を図っていく地区(以下「宅地活用継続型」という。)であること。</u></p> <p>(3) <u>市街化区域に隣接し既に無秩序な市街化が進んでいる又は進むおそれがある区域で、それらを良好な土地利用環境に誘導することを目的とする地区で野洲市都市計画マスタープラン等に位置付けされている地区又は周辺の土地利用状況から市街化区域に編入することが妥当と認められる地区(以下「市街化区域隣接</u></p>	

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>(3) 駐存集落や沿道地域（鉄道駅に面する地域及び近接した地域又は野洲市都市計画マスターープランにおいて示される幹線道路のうち2車線以上の整備された道路に面する地域）で、既に住宅が点在しているような地区において、地域の特性を活かし、住宅や居住地のための利便施設等を計画的に配置していく地区（以下「沿道型、駅近接型」という。）であること。</p> <p>(4) 既存集落や沿道地域（鉄道駅に面する地域及び近接した地域又は野洲市都市計画マスターープランにおいて示される幹線道路のうち2車線以上の整備された道路に面する地域）で、既に住宅が点在しているような地区において、地域の特性を活かし、住宅や居住地のための利便施設等を計画的に配置していく地区（以下「沿道型（住居系）・駅近接型」という。）であること。</p>	<p>(4) 既存集落や沿道地域（鉄道駅に面する地域及び近接した地域又は野洲市都市計画マスターープランにおいて示される幹線道路のうち2車線以上の整備された道路に面する地域）で、既に住宅が点在しているような地区において、地域の特性を活かし、住宅や居住地のための利便施設等を計画的に配置していく地区（以下「沿道型（住居系）・駅近接型」という。）であること。</p> <p>(5) 野洲市都市計画マスターープランにおいて示される幹線道路のうち2車線以上の整備された道路沿道において、無秩序な開発の進行又はおそれがある場合、適正な土地利用の整序を図るため、許容する用途や土地利用の範囲を限定し、用途の混在を防止するとともに、良好な環境を計画的に形成し将来においても維持・保全を目的とした地区（以下「沿道型（非住居系）」といふ。）であること。</p>	<p>(5) 野洲市都市計画マスターープランにおいて示される幹線道路のうち2車線以上の整備された道路沿道において、無秩序な開発の進行又はおそれがある場合、適正な土地利用の整序を図るため、許容する用途や土地利用の範囲を限定し、用途の混在を防止するとともに、良好な環境を計画的に形成し将来においても維持・保全を目的とした地区（以下「沿道型（非住居系）」といふ。）であること。</p>
<p>(4) 野洲市都市計画マスターープランにおいて示される幹線道路のうち2車線以上の整備された道路沿道において、無秩序な開発の進行又はおそれがある場合、適正な土地利用の整序を図るため、許容する用途や土地利用の範囲を限定し、用途の混在を防止するとともに、良好な環境を計画的に形成し将来においても維持・保全を目的とした地区（以下「沿道型（非住居系）」といふ。）であること。</p> <p>(5) 市街化調整区域における20ヘクタール以上（産業の振興、居住環境の改善その他の機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為にあっては5ヘクタール以上）の一団の開発行為であって、市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がなく、かつ、計画の内容、地権者の合意等の状況から判断して確実に実施されると見込まれるものに関する事業が行われる土地の区域（以下「大規模開発型」という。）であること。</p> <p>(6) 市街化調整区域において、一団の開発行為であって、市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がなく、かつ、計画の内容、地権者の合意等の状況から判断して確実に実施されると見込まれるものに関する事業が行われる土地の区域（以下「大規模開発型」という。）であること。</p>	<p>(4) 野洲市都市計画マスターープランにおいて示される幹線道路のうち2車線以上の整備された道路沿道において、無秩序な開発の進行又はおそれがある場合、適正な土地利用の整序を図るため、許容する用途や土地利用の範囲を限定し、用途の混在を防止するとともに、良好な環境を計画的に形成し将来においても維持・保全を目的とした地区（以下「沿道型（非住居系）」といふ。）であること。</p> <p>(5) 市街化調整区域における20ヘクタール以上（産業の振興、居住環境の改善その他の機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為にあっては5ヘクタール以上）の一団の開発行為であって、市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がなく、かつ、計画の内容、地権者の合意等の状況から判断して確実に実施されると見込まれるものに関する事業が行われる土地の区域（以下「大規模開発型」という。）であること。</p> <p>(6) 市街化調整区域において、一団の開発行為であって、市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がなく、かつ、計画の内容、地権者の合意等の状況から判断して確実に実施されると見込まれるものに関する事業が行われる土地の区域（以下「大規模開発型」という。）であること。</p>	<p>なお指定する地区は、野洲市都市計画マスターープランにおいて宅地化への取組みが示されているものとする。</p> <p>(区域の策定、設定等)</p>

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>第7条 地区計画の策定区域は、交通安全上問題なく、かつ、既存集落型及び宅地活用継続型は、6.0メートル以上の道路に接し、沿道型、駅近接型及び大規模開発型（主として住宅）は、6.5メートル以上の道路に接し、沿道型（非住居系）、大規模開発型（住宅以外）は9.0メートル以上の道路に接しているものとする。</p> <p>2 地区計画の区域の設定は、原則として道路、水路等の公共用地の地形及び地物により明確かつ恒久的に区分する。</p> <p>3 住居系の地区計画の区域は、近隣の地域社会を形成するため区域の面積に応じて適切な住宅戸数規模を有する。この場合において宅地活用継続型については、おおむね10区画を最低戸数規模の基準とする。</p> <p>4 地区計画の区域の面積は、大規模開発型は20ヘクタール以上（産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為にあっては5ヘクタール以上）、これら以外の地区にあっては0.5ヘクタール以上20ヘクタール未満の街区形成を基準とする。ただし、工場跡地等の既存宅地活用を行う宅地活用継続型については、周辺の土地利用の状況等によりやむを得ない場合は、最小面積を0.3ヘクタールとする。</p>	<p>第7条 地区計画の策定区域は、交通安全上問題なく、<u>法に基づく開発行為に關する技術基準等を満たす</u>道路に接しているものとする。</p> <p>2 地区計画の区域の設定は、原則として道路、水路等の公共用地の地形及び地物により明確かつ恒久的に区分する。</p> <p>3 住居系の地区計画の区域は、近隣の地域社会を形成するため区域の面積に応じて適切な住宅戸数規模を有する。<u>この場合において既存集落型については、原則として未利用地の面積が既存集落の面積を越えないこと</u>。また宅地活用継続型については、おおむね10区画を最低戸数規模の基準とする。</p> <p>4 地区計画の区域の面積は、次の掲げる基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存集落型 0.5ヘクタール以上20ヘクタール未満 (2) 宅地活用継続型 0.5ヘクタール以上20ヘクタール未満（工場跡地等の既存宅地を活用する場合において、周辺の土地利用状況によりやむを得ない場合は、最小面積を0.3ヘクタールとすることができる。） (3) 市街化区域隣接型 0.5ヘクタール以上20ヘクタール未満 (4) 沿道型（住居系）・駅近接型及び沿道型（非住居系） 0.5ヘクタール以上20ヘクタール未満 (5) 大規模開発型 20ヘクタール以上（産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為にあっては5ヘクタール以上。） 	<p>地区計画は、開発可能な区域であることが前提のため、運用基準と開発基準との整合を図るため改正</p> <p>第6条 (1) の面積記事準部 分を移項</p> <p>類型ごとに面積を整理し、表記</p>
<p>第8条 地区計画は、法第12条の5第2項の規定により、当該区域の</p>	<p>(地区計画の内容)</p> <p>第8条 地区計画は、法第12条の5第2項の規定により、当該区域の</p>	

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>整備、開発及び保全の方針（以下「地区計画の方針」という。）並びに地区整備計画を都市計画に定めるものとする。</p> <p>（地区計画の方針）</p> <p>第9条 地区計画の方針は、当該地区のまちづくりの基本的な方向を示す総合的な指針として、次に掲げる事項について定めるものとする。この場合において、第1号に掲げる事項は、その周辺における市街化を促進することがない等、市街化を抑制する市街化調整区域の特性及び当該地区の特性を踏まえ、自然環境の保全、ゆとりある良好な市街地環境の維持及び形成、周辺の景観、當農条件との調和、地域の活性化等について、必要な事項を明らかにするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地区計画の目標 (2) 土地利用の方針 (3) 地区施設の整備方針 (4) 建築物等の整備方針 (5) 前各号に掲げる事項のほか、当該地区の整備、開発及び保全に関する方針 <p>（地区整備計画）</p> <p>第10条 地区整備計画は、地区計画の方針に基づき、地区計画の目標を達成するために必要な事項を定めるものとし、次に掲げる事項のうち当該地区の特性に応じた必要な事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地区施設に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 道路の配置及び規模 <ul style="list-style-type: none"> イ 公園、緑地、広場、雨水排水施設（調整池等）、並びにその他公共空地の配置及び規模 (2) 建築物等に関する事項 	<p>整備、開発及び保全の方針（以下「地区計画の方針」という。）並びに地区整備計画を都市計画に定めるものとする。</p> <p>（地区計画の方針）</p> <p>第9条 地区計画の方針は、当該地区のまちづくりの基本的な方向を示す総合的な指針として、次に掲げる事項について定めるものとする。この場合において、第1号に掲げる事項は、その周辺における市街化を促進することがない等、市街化を抑制する市街化調整区域の特性及び当該地区の特性を踏まえ、自然環境の保全、ゆとりある良好な市街地環境の維持及び形成、周辺の景観、當農条件との調和、地域の活性化等について、必要な事項を明らかにするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地区計画の目標 (2) 土地利用の方針 (3) 地区施設の整備方針 (4) 建築物等の整備方針 (5) 前各号に掲げる事項のほか、当該地区の整備、開発及び保全に関する方針 <p>（地区整備計画）</p> <p>第10条 地区整備計画は、地区計画の方針に基づき、地区計画の目標を達成するために必要な事項を定めるものとし、次に掲げる事項のうち当該地区の特性に応じた必要な事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地区施設に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 道路の配置及び規模 <ul style="list-style-type: none"> イ 公園、緑地、広場、雨水排水施設（調整池等）、並びにその他公共空地の配置及び規模 (2) 建築物等に関する事項 	

改 前		正	改 正	後	備 考
ア 建築物等の用途の制限 イ 容積率の最高限度 ウ 建ぺい率の最高限度 エ 敷地面積の最低限度 オ 壁面の位置の制限 カ 建築物等の高さの最高限度 キ 建築物等の形態又は意匠の制限（日影規制・北側斜線） ク 墁又は柵の構造の制限 ケ 土地の利用に関する事項 (3) 土地の利用に関する事項 (地区施設等に関する事項)	ア 建築物等の用途の制限 イ 容積率の最高限度 ウ 建ぺい率の最高限度 エ 敷地面積の最低限度 オ 壁面の位置の制限 カ 建築物等の高さの最高限度 キ 建築物等の形態又は意匠の制限（日影規制・北側斜線） ク 墁又は柵の構造の制限 ケ 土地の利用に関する事項 (3) 土地の利用に関する事項 (地区施設等に関する事項)	ア 建築物等の用途の制限 イ 容積率の最高限度 ウ 建ぺい率の最高限度 エ 敷地面積の最低限度 オ 壁面の位置の制限 カ 建築物等の高さの最高限度 キ 建築物等の形態又は意匠の制限（日影規制・北側斜線） ク 墁又は柵の構造の制限 ケ 土地の利用に関する事項 (3) 土地の利用に関する事項 (地区施設等に関する事項)	ア 建築物等の用途の制限 イ 容積率の最高限度 ウ 建ぺい率の最高限度 エ 敷地面積の最低限度 オ 壁面の位置の制限 カ 建築物等の高さの最高限度 キ 建築物等の形態又は意匠の制限（日影規制・北側斜線） ク 墁又は柵の構造の制限 ケ 土地の利用に関する事項 (3) 土地の利用に関する事項 (地区施設等に関する事項)	ア 建築物等の用途の制限 イ 容積率の最高限度 ウ 建ぺい率の最高限度 エ 敷地面積の最低限度 オ 壁面の位置の制限 カ 建築物等の高さの最高限度 キ 建築物等の形態又は意匠の制限（日影規制・北側斜線） ク 墁又は柵の構造の制限 ケ 土地の利用に関する事項 (3) 土地の利用に関する事項 (地区施設等に関する事項)	新規類型「市街化区域隣接型」を追加
第11条 地区施設は、当該地区の敷地形成、周辺の道路状況等を勘案の上、6.0メートル以上の区画道路及び公園、緑地、広場その他の公共地を配置するとともに、必要に応じて雨水調節施設を配置するものとし、当該地区施設に係る基準は、都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準と同等以上の基準に適合するものとする。 (建築物等用途の制限に関する事項)	第11条 地区施設は、当該地区の敷地形成、周辺の道路状況等を勘案の上、6.0メートル以上の区画道路及び公園、緑地、広場その他の公共地を配置するとともに、必要に応じて雨水調節施設を配置するものとし、当該地区施設に係る基準は、都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準と同等以上の基準に適合するものとする。 (建築物等用途の制限に関する事項)	第11条 地区施設は、当該地区の敷地形成、周辺の道路状況等を勘案の上、6.0メートル以上の区画道路及び公園、緑地、広場その他の公共地を配置するとともに、必要に応じて雨水調節施設を配置するものとし、当該地区施設に係る基準は、都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準と同等以上の基準に適合するものとする。 (建築物等用途の制限に関する事項)	第12条 建築物等の用途の制限に関する事項は、市街化調整区域におけるゆとりある良好な都市環境の維持及び増進を図るために、次の各号に掲げる対象地区の類型に応じ、守るべき必要な事項について定めるものとする。ただし、区域内の既存の建築物についてはこれら全てを、区域内の既存の建築物が建っている敷地については、敷地面積の最低限度を、特段の理由がある場合に限り適用除外とすることができる。 (1) <u>既存集落型及び宅地活用継続型の地区計画</u>	第12条 建築物等の用途の制限に関する事項は、市街化調整区域におけるゆとりある良好な都市環境の維持及び増進を図るために、次の各号に掲げる対象地区の類型に応じ、守るべき必要な事項について定めるものとする。ただし、区域内の既存の建築物についてはこれら全てを、区域内の既存の建築物が建っている敷地については、敷地面積の最低限度を、特段の理由がある場合に限り適用除外とすることができる。 (1) <u>既存集落型及び宅地活用継続型の地区計画</u>	新規類型「市街化区域隣接型」を追加

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>ア 建築物等の用途の制限については、戸建専用住宅を主体とした、第一種低層住居専用地域の範囲内とすること。</p> <p>イ 容積率の最高限度は、80パーセントとすること。</p> <p>ウ 建ぺい率の最高限度は、50パーセントとすること。</p> <p>エ 敷地面積の最低限度は、200平方メートルとすること。</p> <p>オ 壁面の位置の制限については、1メートル以上壁面後退すること。</p> <p>カ 建築物等の高さの最高限度は、10メートルとすること。</p> <p>キ 日影規制、北側斜線は、第一種低層住居専用地域の基準とすること。</p> <p>ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>ケ 墙又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区的特性等を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p>	<p>ア 建築物等の用途の制限については、戸建専用住宅を主体とした、第一種低層住居専用地域の範囲内とすること。</p> <p>イ 容積率の最高限度は、80パーセントとすること。</p> <p>ウ 建ぺい率の最高限度は、50パーセントとすること。</p> <p>エ 敷地面積の最低限度は、200平方メートルとすること。</p> <p>オ 壁面の位置の制限については、1メートル以上壁面後退すること。</p> <p>カ 建築物等の高さの最高限度は、10メートルとすること。</p> <p>キ 日影規制、北側斜線は、第一種低層住居専用地域の基準とすること。</p> <p>ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>ケ 墙又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区的特性等を考慮し、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>（2）<u>沿道型、駅近接型の地区計画</u></p> <p>ア 建築物等の用途の制限については、戸建専用住宅を主体とした、第一種中高層住居専用地域の範囲内とすること。</p> <p>イ 容積率の最高限度は、200パーセントとすること。</p> <p>ウ 建ぺい率の最高限度は、60パーセントとすること。</p> <p>エ 敷地面積の最低限度は、200平方メートルとすること。</p>	<p>市街化区域の基準に準じ165m²まで認める。（開発行為等に関する指導要綱及び開発行為に関する技術基準）</p> <p>ただし、野洲市都市計画マスターープラン等に位置付けされている地区又は周辺の土地利用状況から市街化区域に編入することが妥当と認められる地区（既存集落型を除く）については、敷地面積の最低限度を165平方メートル以上とすることができる。</p> <p>他類型で「沿道型（非住居系）」があり、区別するため名称を改正</p> <p>ア 建築物等の用途の制限については、戸建専用住宅を主体とした、第一種中高層住居専用地域の範囲内とすること。</p> <p>イ 容積率の最高限度は、200パーセントとすること。</p> <p>ウ 建ぺい率の最高限度は、60パーセントとすること。</p> <p>エ 敷地面積の最低限度は、200平方メートルとすること。</p>

備考	改正後	改正前
<p>市街化区域の基準に準じ165m²まで認める。(開発行為等に関する指導要綱及び開発行為に関する技術基準)</p> <p>壁面の位置の制限については、必要に応じて定めること。</p> <p>建築物等の高さの最高限度は、10メートルとすること。</p> <p>日影規制、北側斜線は、第一種中高層住居専用地域の基準とすること。</p> <p>建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>垣又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区の特性等を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>(3) 沿道型（非住居系）の地区計画</p> <p>建築物等の用途の制限については、<u>住居系を除く法第34条の考えに沿つたものとし、原則として近隣地で指定されている用途地域における制限に準じること。</u></p>	<p>だし、野洲市都市計画マスタープラン等に位置付けされている地区又は周辺の土地利用状況から市街化区域に編入することが妥当と認められる地区については、敷地面積の最低限度を165平方メートル以上とすることができる。</p> <p>オ 壁面の位置の制限については、必要に応じて定めること。</p> <p>カ 建築物等の高さの最高限度は、10メートルとすること。</p> <p>キ 日影規制、北側斜線は、第一種中高層住居専用地域の基準とすること。</p> <p>ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>ケ 垣又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区の特性等を考慮し、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>(3) 沿道型（非住居系）の地区計画</p> <p>ア 建築物等の用途の制限については、原則として第二種中高層住居専用地域（住居系を除く）の範囲内とする。ただし、隣接する市街化区域の用途地域との調和、野洲市都市計画マスタープラン等の計画との整合が必要と認められる場合は、準住居地域（住居系を除く）の範囲内とし、工業系の用途地域に隣接する場合は、準工業地域（住居系を除く）の範囲内に限る。</p> <p>イ 容積率の最高限度は、200パーセントとすること。</p> <p>ウ 建ぺい率の最高限度は、200パーセントとすること。</p> <p>エ 敷地面積の最低限度は、200平方メートルとすること。</p> <p>オ 壁面の位置の制限については、必要に応じて定めること。</p> <p>カ 建築物等の高さの最高限度は、良好な景観形成の観点から、周囲の景観と調和した高さとすること。</p> <p>キ 日影規制、北側斜線は、必要に応じて定めること。</p>	<p>だし、野洲市都市計画マスタープラン等に位置付けされている地区又は周辺の土地利用状況から市街化区域に編入することが妥当と認められる地区については、敷地面積の最低限度を165平方メートル以上とすることができる。</p> <p>オ 壁面の位置の制限については、必要に応じて定めること。</p> <p>カ 建築物等の高さの最高限度は、10メートルとすること。</p> <p>キ 日影規制、北側斜線は、第一種中高層住居専用地域の基準とすること。</p> <p>ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>ケ 垣又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区の特性等を考慮し、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>(3) 沿道型（非住居系）の地区計画</p> <p>ア 建築物等の用途の制限については、原則として第二種中高層住居専用地域（住居系を除く）の範囲内とする。ただし、隣接する市街化区域の用途地域との調和、野洲市都市計画マスタープラン等の計画との整合が必要と認められる場合は、準住居地域（住居系を除く）の範囲内とし、工業系の用途地域に隣接する場合は、準工業地域（住居系を除く）の範囲内に限る。</p> <p>イ 容積率の最高限度は、200パーセントとすること。</p> <p>ウ 建ぺい率の最高限度は、60パーセントとすること。</p> <p>エ 敷地面積の最低限度は、200平方メートルとすること。</p> <p>オ 壁面の位置の制限については、必要に応じて定めること。</p> <p>カ 建築物等の高さの最高限度は、良好な景観形成の観点から、周囲の景観と調和した高さとすること。</p> <p>キ 日影規制、北側斜線は、必要に応じて定めること。</p>

	改 正 前	改 正 後	備 考
ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。 ケ 墁又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区の特性等を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。	ラ、周囲の景観と調和した高さなどすること。 キ 日影規制、北側斜線は、必要に応じて定めること。 ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。 ケ 墁又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区の特性等を考慮し、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。	ラ、周囲の景観と調和した高さなどすること。 キ 日影規制、北側斜線は、必要に応じて定めること。 ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。 ケ 墁又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区の特性等を考慮し、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。	
(4) 大規模開発型（主として住宅）の地区計画 ア 建築物等の用途の制限については、戸建専用住宅を主体とした、第一種低層住居専用地域の範囲内とすること。 イ 容積率の最高限度は、80 ハーベントとすること。 ウ 建ぺい率の最高限度は、50 ハーベントとすること。 エ 敷地面積の最低限度は、200 平方メートルとすること。	(4) 大規模開発型（主として住宅）の地区計画 ア 建築物等の用途の制限については、戸建専用住宅を主体とした、第一種低層住居専用地域の範囲内とすること。 イ 容積率の最高限度は、80 ハーベントとすること。 ウ 建ぺい率の最高限度は、50 ハーベントとすること。 エ 敷地面積の最低限度は、200 平方メートルとすること。 オ 壁面の位置の制限については、1 メートル以上壁面後退すること。 カ 建築物等の高さの最高限度は、10 メートルとすること。 キ 日影規制、北側斜線は、第一種低層住居専用地域の基準とすること。 ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。 ケ 墁又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区の特性等を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。	(4) 大規模開発型（主として住宅）の地区計画 ア 建築物等の用途の制限については、戸建専用住宅を主体とした、第一種低層住居専用地域の範囲内とすること。 イ 容積率の最高限度は、80 ハーベントとすること。 ウ 建ぺい率の最高限度は、50 ハーベントとすること。 エ 敷地面積の最低限度は、200 平方メートルとすること。 オ 壁面の位置の制限については、1 メートル以上壁面後退すること。 カ 建築物等の高さの最高限度は、10 メートルとすること。 キ 日影規制、北側斜線は、第一種低層住居専用地域の基準とすること。 ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。 ケ 墁又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区の特性等を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。	市街化区域の基準に準じ 165 m ² まで認める。(開発行為等に関する指導要綱及び開発行為に関する技術基準)
(5) 大規模開発型（主として住宅以外）の地区計画			市街化区域の基準に準じ 165 m ² まで認める。(開発行為等に関する指導要綱及び開発行為に関する技術基準)

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>ア 建築物等の用途の制限については、諸計画と整合するものとし、隣接する市街化区域の用途地域と調和すること。</p> <p>イ 容積率の最高限度は、200 パーセントとすること。</p> <p>ウ 建ぺい率の最高限度は、60 パーセントとすること。</p> <p>エ 敷地面積の最低限度は、200 平方メートルとすること。</p> <p>オ 壁面の位置の制限については、必要に応じて定めること。</p> <p>カ 建築物等の高さの最高限度は、良好な景観形成の観点から、周囲の景観と調和した高さとすること。</p> <p>キ 日影規制、北側斜線は、必要に応じて定めること。</p> <p>ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>ケ 垣又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区の特性等を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p>	<p>性等を考慮し、<u>周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</u></p> <p>(5) 大規模開発型（主として住宅以外）の地区計画</p> <p>ア 建築物等の用途の制限については、諸計画と整合するものとし、隣接する市街化区域の用途地域と調和するものとすること。</p> <p>イ 容積率の最高限度は、200 パーセントとすること。</p> <p>ウ 建ぺい率の最高限度は、60 パーセントとすること。</p> <p>エ 敷地面積の最低限度は、200 平方メートルとすること。</p> <p>オ 壁面の位置の制限については、必要に応じて定めること。</p> <p>カ 建築物等の高さの最高限度は、良好な景観形成の観点から、周囲の景観と調和した高さとすること。</p> <p>キ 日影規制、北側斜線は、必要に応じて定めること。</p> <p>ク 建築物等の形態又は意匠の制限については、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</p> <p>ケ 垣又は柵の構造の制限については、緑地の現況、地区の特性等を考慮し、<u>周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定めること。</u></p>	<p>実際に生垣をされることはなく、実情にあつてないため改正</p> <p>第2章 手続 (地区計画提出案の手続等)</p> <p>第13条 地区計画提出案は、地区計画区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の合意形成の下に作成すること。</p> <p>2 地区計画提出案の作成及びこれに伴い必要となる協議は、土地所有者等を構成員に含む組織（以下「地元組織」という。）が行うこと。</p> <p>3 前項の手続について、地元組織は、あらかじめ書面により、代理</p>

改 正 前	改 正 後	備 考
人に委任することができる。	2 地区計画提案案の作成及びこれに伴い必要となる協議は、土地所有者等を構成員に含む組織（以下「地元組織」という。）が行うこと。 3 前項の手続について、地元組織は、あらかじめ書面により、代理人に委任することができる。	
4 地区計画提案案の提出は、野洲市都市計画提案制度事務処理マニュアルに基づくこと。 (住民の合意形成)	4 地区計画提案案の提出は、野洲市都市計画提案制度事務処理マニュアルに基づくこと。 (住民の合意形成)	
第 14 条 地区計画を定めることにより、地区計画区域内の土地利用について一定の制限が課せられることとなるため、地区計画提案案の作成に当たっては、検討の段階から住民参加の機会を設け、説明会等を実施し、住民の意見を地区計画に反映させるよう努めるものとする。	第 14 条 地区計画を定めることにより、地区計画区域内の土地利用について一定の制限が課せられることとなるため、地区計画提案案の作成に当たっては、検討の段階から住民参加の機会を設け、説明会等を実施し、住民の意見を地区計画に反映させるよう努めるものとする。 (関係部署との協議)	
2 地区計画提案案の内容に関する住民の合意形成については、原則として、土地所有者等全員の同意を得なければならない。	2 地区計画提案案の内容に関する住民の合意形成については、原則として、土地所有者等全員の同意を得なければならない。 (関係部署との協議)	
第 15 条 地元組織は、地区計画提案案の作成に当たっては、市の都市計画担当課その他の関係課との協議及び調整を行はずして、その内容の充実に努めるものとする。	第 15 条 地元組織は、地区計画提案案の作成に当たっては、市の都市計画担当課その他の関係課との協議及び調整を行はずして、その内容の充実に努めるものとする。 (条例による制限の適用)	
第 16 条 地元組織は、地区計画の内容として定められた建築物の用途、敷地及び構造に関する事項については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項に基づき条例を制定し制限を行うものとする。	第 16 条 市長は、地区計画の内容として定められた建築物の用途、敷地及び構造に関する事項については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項に基づき条例を制定し制限を行うものとする。 (指導又は助言)	
第 17 条 市長は、必要があると認められるとときは、地区計画提案案の作成について指導し、又は、助言することができます。	第 17 条 市長は、必要があると認められるとときは、地区計画提案案の作成について指導し、又は、助言することができます。 (その他)	
第 18 条 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	第 17 条 市長は、必要があると認められるとときは、地区計画提案案の作成について指導し、又は、助言することができます。	

改 前	正	改 正	後	備 考
付 則 この運用基準は、平成21年11月1日から施行する。	(その他) 第18条 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。			
付 則 この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。	付 則 この運用基準は、平成21年11月1日から施行する。			
付 則 この運用基準は、平成25年7月8日から施行する。	付 則 この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。			
	付 則 この運用基準は、平成25年7月8日から施行する。			
	付 則 <u>この運用基準は、平成30年 月 日から施行する。</u>			